する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

第四十六条第一号中「又は第三十八条第一項」を「、第三十八条第一項又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用するこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する新法第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に日本私立学校振興・共済事業団が行った財産の譲渡であって、施行日において前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして文部科学大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正）

第十条　独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、第七項及び第八項」を「及び第七項」に改める。

第七条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第二十三条第一項中「第四十五条第四項」の下に「、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項」を加える。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

附則第十六条中「、第六条第二項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは「、第十八条第一項に規定する信用基金又は附則第十四条第一項に規定する衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）」と、同条第三項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは「、第十八条第一項に規定する信用基金又は受信対策基金」と」を削り、「、一般勘定に係る出資（受信対策基金に係る出資を除く。）及び受信対策基金に係る出資」を「及び一般勘定に係る出資」に改める。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

（独立行政法人国立美術館法の一部改正）

第十一条　独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十条第二項第五号又は」を「第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法」に、「の重要な財産」を「に規定する重要な財産」に改め、「第三十条第一項」の下に「、第四十六条の二第一項若しくは第二項」を加える。

（独立行政法人国立文化財機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十条第二項第五号又は」を「第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法」に、「の重要な財産」を「に規定する重要な財産」に改め、「第三十条第一項」の下に「、第四十六条の二第一項若しくは第二項」を加える。

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「研究機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の一部改正）

第十四条　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体からの出資の払戻しに伴う納付の特例）

第十四条の二　機構は、通則法第四十六条の三第二項の規定による請求があった場合において、同条第三項に規定する帳簿価額を超える額があるときは、遅滞なく、これを当該請求をした地方公共団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について当該地方公共団体に納付しないことについて財務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2　財務大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　独立行政法人日本万国博覧会記念機構について、附則第三条の規定を適用する場合においては、同条中「除く。）」とあるのは「除く。）又は新法第四十六条の三第一項に規定する民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）」と、「同条第二項の」とあるのは「新法第四十六条の二第二項の」と、「不要財産の」とあるのは「不要財産の譲渡又は新法第四十六条の三第三項の規定による民間等出資に係る不要財産の」と、「同項から同条第六項まで」とあるのは「新法第四十六条の二第二項から第六項まで又は新法第四十六条の三及び附則第十四条の規定による改正後の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）第十四条の二」と、「同条第二項中」とあるのは「新法第四十六条の二第二項中」とする。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

第十六条　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「信用基金は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正）

第十七条　独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第四十五条第四項」の下に「、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項」を加える。